

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

被 処 分 者	1 氏 名 2 所 属 伏見区役所市民総合窓口室 3 年齢・性別 62歳・男性 4 職位・職種 主任（再任用）・事務（行政）
処 分 日	令和7年10月22日
処 分 内 容	減給10分の1 1月
事 案 概 要	被処分者は、令和7年8月6日午前6時20分頃、京都市営地下鉄車内において市民とトラブルとなり、所持していた金属バット入りのケースを相手に向けて差し出したところつかみ合いになり、その後、降車した六地蔵駅構内において、相手と揉み合いになった際に顔面を引っ掻いて負傷させたとして、同日、京都府警宇治署に傷害の疑いで逮捕された。 被処分者は、上記の容疑について概ね認め、さらに、事案発生の約2週間前から、同じ相手方とトラブルとなり、相手から足を軽く蹴られた際に軽く蹴り返したり、罵詈雑言を言われた際に同じように言い返すなどの行為を行っていたことを認めた。
備 考	- 被処分者は、令和7年8月8日に釈放され、同年10月3日に不起訴処分となった。 - 被処分者は、処分日と同日付けで退職した。